

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行います。

令和七年七月四日

奈良県知事 山下 真

一 被聴聞者 磯城郡田原本町大字鍵二八一番地の一

P R I M E 7 c o m p a n y 株式会社

代表取締役 平林 才幸

二 聴聞の日時 令和七年七月十七日 午後一時三十分

三 聴聞の場所 奈良市登大路町三〇番地

奈良県庁主棟五階 第一会議室（小・西）